

各委員 グループ分け一覧

◎障害のある市民の
生涯学習について
【6名】

氏名
加茂 光孝
齊藤 康則
庄司 弘美 (★)
高城 みさ
高橋 満
高山 典子

◎貧困のなかにある人々の
生涯学習について
【7名】

氏名
阿部 哲也 (★)
小形 美樹
佐藤 智子
野原 昌之
広瀬 剛史
松本 由男
松山 智美

【備考（各グループ共通）】

※五十音順、敬称略

※表内 (★) はリーダー

すべての市民のための生涯学習について

2020年11月24日
社会教育委員会の会議
委員長 高橋メモ

障害者の学習への参加と包摂

1. 障害者の定義を確認する

WHO の定義

障害とは、身体の損傷、活動の制約、参加の制限が含まれる包括的な用語である。損傷は身体における機能もしくは構造に対するものを指し、活動の制約は個人が仕事や行動を行う際に直面する困難を指し、参加の制限は個人が生活する中で体験する問題である。したがって、障害は複雑な現象であり、ある個人の肉体が持つ特徴と、その人が生きる社会の特徴とがもたらす相互作用の反映である。

これに対して、日本政府の定義は以下の定義の立場をとっている。

日本政府の定義

障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。) がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされている。

つまり、身体的・精神的障害があるという側面(impairments)と、参加を阻害する社会的条件(disabilities)との相互作用によるものと捉えられる。委員会で議論されるべきは、何が学習への参加を阻害するものであるのか、そこからどのような問題が生じているのか、参加と包摂を実現するための施策を明らかにすること。

2. 障害者の権利条約の視点

日本は、2007年に「障害者の権利条約」に署名、2014年に批准・発効している。この条約では、一般原則と一般的義務が規定されている。それによると、一般原則は以下の諸項目からなる。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立の尊重

- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包摶（包摶）
- (d) 差別の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第四条 一般的義務

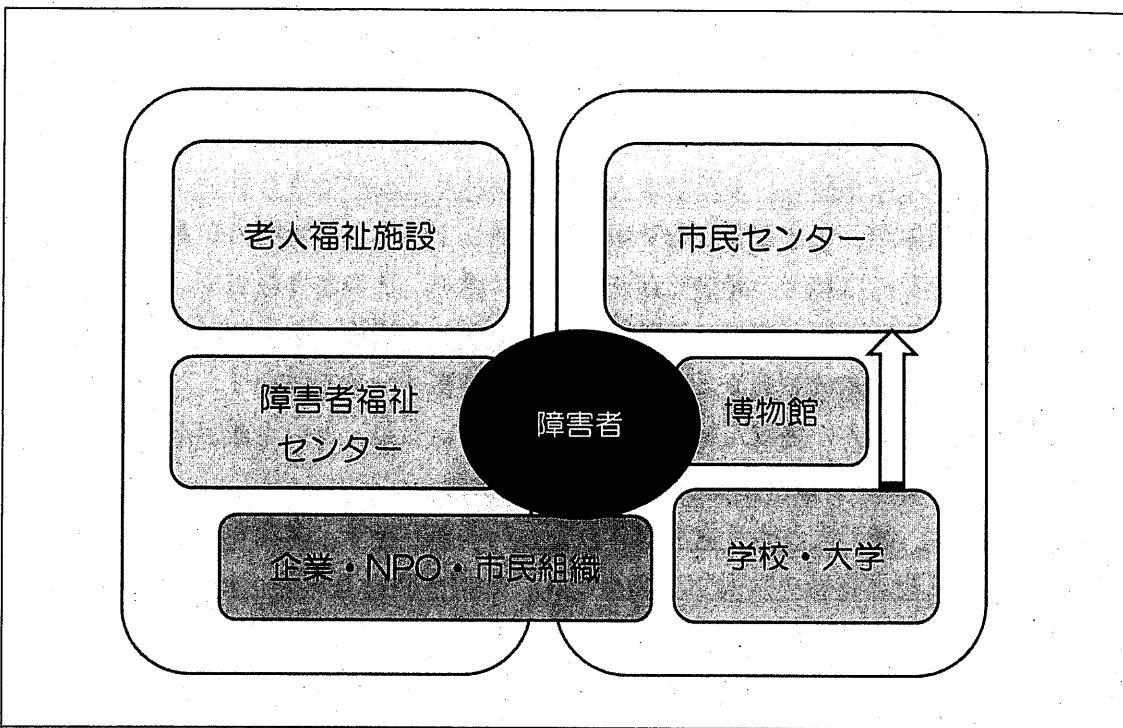
- 1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。
- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

3. 施策を考える視点あるいは課題（暫定）

キーワード：社会参加と包摶（social participation and inclusion）

1. 大切な点は、障害のある人びとの「個人の尊厳、自律、自律の尊重」である。この原則を実現する上で、障害者に関する問題について決定する際には、障害者の積極的な関与・参加が重要である。→今回の提言ではどう扱うべきか。
2. 教育機会へのアクセス。阻害するものは何か。それを容易にするための施策は何か。
3. 障害者と健常者、男女の機会の均等は実現しているのか。
4. 教育行政だけではなく、福祉行政、企業、市民組織、諸個人との連携・協力関係が十分であるのか。そうでないとすれば、どうアプローチすべきなのか。

障害者の社会教育への参加施策の概念図



考えられる施策の柱立て

- 社会教育施設へのアクセス
魅力的で、多様な学習機会の提供（健常者との協同学習を含む）
アクセスしやすい学習機会をつくる
福祉領域との連携（教育機会の共催、福祉領域への支援）を図る
- 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働
福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働
障害者支援団体、企業、個人との区別と連携・協働
支援学校の活動の継承と発展
各主体間の相互理解の機会つくる
- 障害理解の促進
市民が障害をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供
障害者の学習への参加を支えるボランティア活動の促進

障害のある人たちの学習の促進

現状の問題と施策の方向を書き込む

はじめに

- 「あたりまえに生活し、あたりまえに学び続けることができる社会」
- 「関係諸団体が、さまざまな取り組みを実施していることが明らかとなつた。もちろん、そこには種々の課題も存在するわけだが、このような点で、何かしら、これまでの生涯学習（施策、活動）が培ってきた方法論、あるいは人的資源が、寄与貢献できる領域があるように思う。新規事業ベースではなく、一定の得意分野を有する、既存の地域人材をいかに活用していくか、という観点から考えられないだろうか。」 =独自性と諸機関・活動の連携
- 「S D G s 誰一人として取り残されない…とあります。多様化する社会で一人ひとりがより豊かな人生を送ること、そのためにも生涯にわたって学び続けることが一層大切になってくると考える。」
- 「全ての人が等しく生涯学習ができるようにといふ点は変わりません。障害のある人や貧困な中にいる人も平等に生涯学習ができる人生がうるおいのあるものになつたら最高だと思います。」
- 「障害においては問題が可視化しやすいため、その部分に特化・矮小化した施設関連の対応で終わっている感じがする。障害者の立場から問題を生涯学習の意味や役割まで掘り下げて対応しないと真の生涯学習問題の解決にならないと考える。」 =生涯学習の意味
- 「障害者の方々にとっても、貧困世帯の方々にとっても、生涯学習活動が何らかの効果や利点があるかという点においては、一般の方々のような明確な学習意義が見えない状況にあると思う。」

I. 社会教育施設へのアクセス

(1) 魅力的で、多様な学習機会の提供（健常者との協同学習を含む）

「障害者一人ひとりのニーズにあった学びを受けられるよう支援する相談員体制を整備する。」

- 「障害者の社会教育活動の場の実態調査をする。学びの内容や、施設の点検、整備等。」
- 「障害の方についてですが、障害者かその保護者等の実際にサービスを受ける人の思いを拾えていないので、問題や課題はどうしても想像の範囲を超えないと思いました。」

(2) 障害者の社会教育活動を推進する指導員等の育成をする。

- ・ 「障害者一人ひとりのニーズにあった学びを受けられるよう支援する相談員体制を整備する。」

(3) アクセスしやすい学習機会をつくる

- ・ 「様々な人が利用しやすい環境整備の充実。」
- ・ 移動、資金、バリアフリーなどの環境的側面

II. 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）

(1) 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働

- ・ 「障害者施設で「生涯学習活動的なもの」が行われており、ニーズが存在することが明らかになった。そのような場面に、あらためて、ソフトなたたちでコミットする方法を検討する。」
- ・ 「障害者福祉施策のなかで展開されている取り組みに対し、どのようなたたちであれば、横断的 cross-sectional に関わることができるか、こうしたメタ的（？）な施策を考えるべき。」

(2) 障害者支援団体、企業、個人との区別と連携・協働

- ・ 「宮城県内市町村との情報交換。関係機関、団体との連携、を進めていく。」

(3) 支援学校・福祉施設との連携と協力

- ・ 「障害のある市民に対して、学校までは（保・小・中・高）繋がり生涯教育に導けるサポート体制があるが、卒業後のサポート体制が、知りたい人に届いていない。」
- ・ 「支援学校等での学習も、卒業後の進路に関わってくるところが大きく、生涯学習活動があるとはいいうものの少ないと感じる。在学中の充実と卒業後のフォローアップ。卒業後継続して教育活動ができるような仕組みの検討。」
- ・ 「家族やグループホーム側の理解や協力。」「保護者の支援とか支援者の支援」
- ・ 「最近、鶴特を卒業した生徒の保護者とお話ししましたが、PTAも市に対して、卒業後にも在学中のように趣味ができるような場所に通えるようにとの要望も出したことがあると聞きました。実現せず、現在は習い事としてお金を払って趣味を広げているとのことでした。」

III. 障害者・貧困問題の理解を促進する

(1) 支援情報の広報活動を強化する

- ・ 「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさん良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・ 「内容を明確にし、必要としている人へ情報がわかりやすく届くように伝える。」

(2) 市民が障害をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

- ・ 「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさん良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・ 「障害も貧困も家族の理解や協力が重要と感じていました。」

(3) 障害者の学習への参加を支えるボランティア活動の促進

- ・ 「家族へのフォローや、ボランティアなど、もっときめ細やかな配慮ができるといいのではないか。」
- ・ 「障害者の社会教育活動の場づくりを進めると同時に、社会全体の障害への理解の促進を図ることが大事。」
- ・ 「地域やまわりとの相互理解を図る。」

その他

- ・ 「生涯学習関係の予算がどんどん削られている現状なので、生涯学習への参加が困難な人びとのために予算をつけていかないと難しいと思います。ただ、周知をしっかりすると、他の部局との連携とか、できることはあるかなと思います。かつて手話や要約筆記つきの講座が一定数市民センターで行われていたので、補助の人がつくとか…。これも予算が必要ですね。」

貧困のなかにある人たちの学習の促進

1. 貧困の定義を確認する

貧困の定義

貧困とは、教育、仕事、食料、保健医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も基本的な物・サービスを手に入れられない状態。①極度の、あるいは絶対的な貧困とは、生きていくうえで最低限必要な食料さえ確保できず、尊厳ある社会生活を営むことが困難な状態を指す。②相対的貧困は、子どもの教育機会を奪い、教育や技能取得、職業訓練の機会を奪われ、結果として、就職すること、働き口を見つけることもできません。その他、地域の文化・社会・スポーツ活動に参加する機会を奪われている。社会的孤立、社会的つながりを失い、地域社会へ参加の機会を奪います。

貧困の現状

経済協力開発機構（OECD）の調査によると、日本の相対的貧困率は2015年、15.6%。G7のなかでは米国に次いで高比率。

日本で問題となるのが子どもの貧困率の高さである。2015年の時点で7人に1人（13.9%）の子どもが相対的貧困に該当しており、これはOECD加盟国中で最低水準とされている（厚生労働省）。

仙台市の就学援助受給比率は、2015年で12.7%，

貧困にともなう諸問題

- ① 生きていくうえで最低限必要な食料の欠如、尊厳ある生活の困難。
- ② 子どもの教育、技能取得、職業訓練の機会の欠如。
- ③ 失業。
- ④ 地域の文化・社会・スポーツ活動に参加する機会からの排除。
- ⑤ 社会的孤立、社会的つながりの喪失、地域社会へ参加の機会の剥奪。

子どもの貧困対策の課題

子どもが通常享受できる生活環境、福祉、医療、教育につながっていない、つながることが困難な状態にあることが子どもの貧困の課題であり、その改善に取り組むためには、多様な支援者が相互につながりを持ちながら、支援を要する子ども・家庭とつながり、関わっていくことが重要です。本市では、支援を要する子ども・家庭を中心に、多くの方々がつながっていくことで子どもの貧困対策に取り組み、子どもの未来へつなげていきたいという趣旨から、本計画の名称を「つなぐ・つながる 仙台子ども応援プラン」としました。

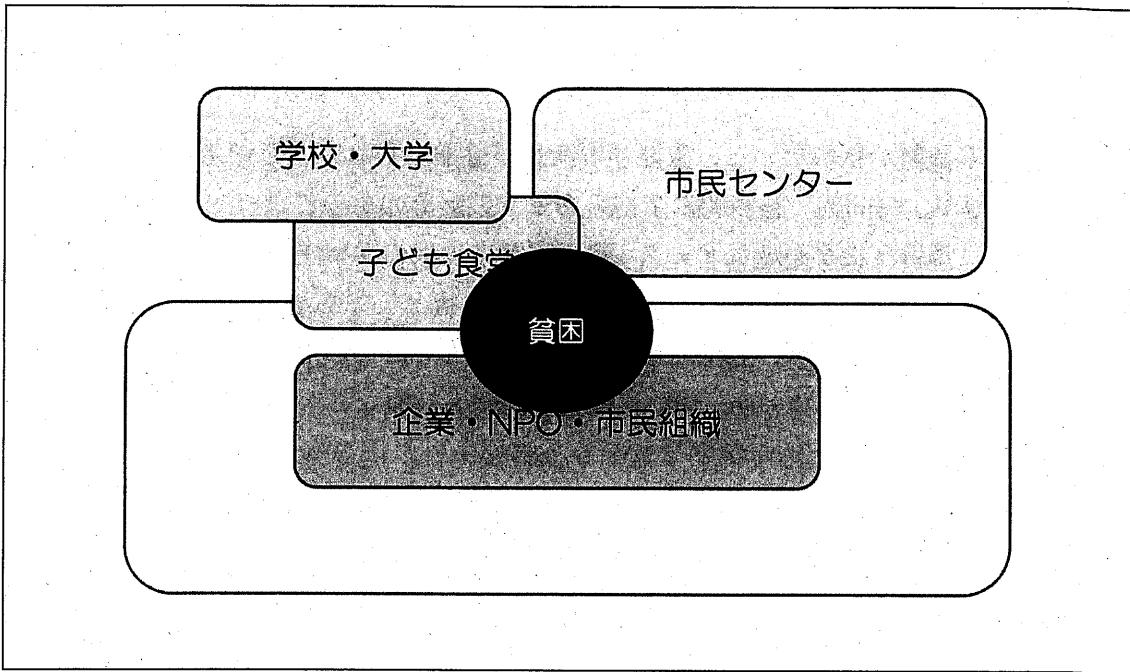
貧困対策の課題と視点

以上、見てきたように、貧困をめぐる問題は、単に経済的状態の問題にとどまらず、多様な側面、すなわち、社会的、文化的、精神的な側面をめぐる問題として捉えられる。

したがって、社会教育の課題も、たんに教育機会を提供するということだけではなく、貧困にともなう諸問題の解決・緩和・予防に関連するものであることを考えるべきである。つまり、社会保障が個別アプローチを取るとすれば、コミュニティ・アプローチをとりつつ。

まず、教育施策として考えられるのは、①学歴付与、職業訓練などの教育投資により労働を結びつけること（これは社会教育行政とは距離あり）、②ニーズに即した多様な教育機会の提供、学習会へのアクセス、③社会的つながりの回復（ソーシャル・キャピタル）、地域社会への参加の促進など、④福祉行政、企業、市民活動、地域社会、諸個人とのネットワークによる包摂の施策。

貧困のなかにある人びとの社会教育への参加施策の概念図



貧困のなかにある人たちの学習の促進

現状の問題と施策の方向を書き込む

はじめに

- 「生活の基盤が整わないと、生涯学習活動に参加できない（その余裕がない）
＝生涯学習が、時間的・経済的に余裕のある人のためのものになっている」
- 「本当に学習支援が必要なケース（貧困家庭の子供の学習支援など）に対しては、生涯学習活動において何もできていないのが現状としてある。」
- 「貧困に関わる問題は、問題のスキーム 자체がみえにくい。子どもの貧困対策なのか、保護者側の対策なのか、関わる地域の問題の対策なのか。問題のスキームや、そもそも生涯学習とは何か？そもそも必要な？という部分を明確にすべきと考える。」
- 「生涯学習の問題や社会的弱者の問題を、個人レベルの問題とせず、しっかり地域社会全体の問題であることを啓蒙していくべき。」「その上で、町内会などの地域組織、市民センターなどの教育施設との連携や、スタッフの啓蒙・教育といったトータルな組織的な対策を講じていくべきだと考える。」
- 「そもそも生涯学習というものを「余暇を利用した余裕のある人のカルチャー・知識習得活動だ」的な通年がある限り、あくまで個人の問題になったり、マイノリティの問題になったり、そこにお金をかける意味があるのか、的なコストパフォーマンスな話に行き着いてしまうと考える。
- 「明確に社会問題のソリューションとして、地域のあり方の問題のソリューションとして、生涯学習のあり方の考えること自体の必要性や可能性をステージアップさせる必要がある。」「学都仙台として「生涯学習」の再定義・存在価値の再構成（ネーミングも含めて）が一番必要だと感じる。」
- 「生涯学習の基盤となる教育機会における格差の解消、自耕自得の意識の醸成、家庭、学校及び地域等の関係者間の連携・協力の促進。」
- 「障害者の方々にとっても、貧困世帯の方々にとっても、生涯学習活動が何らかの効果や利点があるかという点においては、一般の方々のような明確な学習意義が見えない状況にあると思う。」
- 「これまで生涯学習に対するイメージとして、ある一定の学力を有し、社会的にも基盤ができている市民が主に活動しているものと認識されてきたので、それに属さない人々にとっては敷居が高いか次元が違うような感があって、そういう先入観が、結果的に学習意欲や興味を失わせているようにも思う。」
- 「多様な状況の市民に対応できる生涯学習であること。」

II. 社会教育施設へのアクセス

(1) 魅力的で、多様な学習機会の提供

- ・ 「対人が不得手な人のためのオンライン学習の手段の確保」
- ・ 貧困対策と多様な学習ニーズのための「学び直しの場」の提供。」
- ・ 「地域の課題及びニーズを把握するための組織の確立。」
- ・ 「全ての市民が一緒に学ぶことは、社会における立ち位置によつても難しいと考えられるので、まず一般的な市民を第1グループとしたならば、貧困世帯の方々を第2グループ、障害のある方々を第3グループと分けて、それぞれのグループに対応しうる学習講座を企画することはむろんのこと、3つのグループが共有できるもしくは支えあうような学習体制にもつていけるようになればと思う。」

(2) 社会教育活動を推進する指導員等の育成をする。

- ・ 「その際に、単に場所を開放するだけではだめで、適切にコーディネーターを配置する必要もある。そのためには、相応の予算措置が必要となる。」
- ・ 「障害者の方も、貧困世帯の方も、学習の場に参加するにあたって、何らかのフォローが必ず必要になると思うので、その支援体制をどうするか、どのようなことをすればいいかということについても検討しておかなければならぬと思う。」

(3) アクセスしやすい学習機会をつくる

- ・ 各市民センターにおいて、(不登校の子供も含めて)もっと子供たちが勉強したり、子供同士あるいは子供と地域の大人が交流したりする居場所として機能するよう、使いやすくする工夫があるとよい。」
- ・ 「もっとオープンスペースを設けて、特段の用事がなくても(お茶を飲みに来るだけの用事で)市民センターに立ち寄れるような環境整備や工夫があると良いのでは。」
- ・ 「家庭や学校以外に、心が休まる居場所が少ない。」
- ・ 「家庭や学校以外の居場所づくりの提供」
- ・ 「参加が困難な方々の要望、ニーズをまず聞き取りし、実質的な効果がみられるような講座を企画し、これまでの生涯学習に見られた趣味活動やサークル的な内容からレベルアップし切り替えていくことと、一般の方々とは別途の講座であることをアピールし、貧困世帯の方も障害者の方も気兼ねなく参加できる体制を整えることが必要であると考える。」

III. 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）

（1） 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働

- ・ 「障害者施設で「生涯学習活動的なもの」が行われておる、ニーズが存在することが明らかになった。そのような場面に、あらためて、ソフトなたたちでコミットする方法を検討する。」
- ・ 「障害者福祉施策のなかで展開されている取り組みに対し、どのようななたたちであれば、横断的 cross-sectional に関わることができるか、そうしたメタ的（？）な施策を考えるべき。」

（2） 支援団体、企業、個人との区別と連携・協働

- ・ 「宮城県内市町村との情報交換。関係機関、団体との連携、を進めていく。」

（3） 学校・福祉施設との連携と協力

- ・ 「家族や保護者の支援とか支援者の支援」

IV. 貧困問題の理解を促進する

（1） 支援情報の広報活動を強化する

- ・ 「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさん良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・ 「内容を明確にし、必要としている人へ情報がわかりやすく届くように伝える。」
- ・ 「あらゆる手段を活用した生涯学習活動の情報提供。」

（2） 市民が貧困をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

- ・ 「生涯学習の問題や社会的弱者の問題を、個人レベルの問題とせず、しっかり地域社会全体の問題であることを啓蒙していくべき。」
- ・ 「生涯学習を核とした社会問題の解決をみんなで考えていくワークショップや勉強会を市民センターなどの公的教育施設で開催していくことも、生涯学習の新しい可能性を拓くものになるのでは。」
- ・ 「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさんの良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」

(3) 貧困のなかにある人びとの学習への参加を支えるボランティア活動の促進

- ・ 「家族へのフォローや、ボランティアなど、もっときめ細やかな配慮ができるといのではないか。」
- ・ 「地域やまわりとの相互理解を図る。」

その他

- ・ 「個々の対策も大切ですが、そもそも「生涯学習とは?」「仙台市が考える新しい生涯学習像は?」といった根底的スキームづくりをするべきだと考えます。」

残された検討課題

内容的な側面

1. 学習環境の側面はどうするのか。経費軽減、アクセス（交通、施設、障害による障壁など），
2. つながりをどうつくるのか。アプローチの方法を明確化する必要。
3. リエクリエーション、スポーツ、文化活動などをどう位置づけるのか。

構成的な側面

1. 障害者、貧困という2つの柱をどう配置するのか。
2. もっと適切な概念図はできないか。

「すべての市民のための生涯学習」（案）についての意見

2020年12月14日

委員長 高橋満

仙台市でのコロナウィルス感染者の増大が見られています。市民の一人としては、感染予防に努めつつ収束することを祈るばかりです。

さて、11月の定例会議で提示した「提言」（案）の草稿にもとづき、今後まとめの作業を進めることになります。つきましては、この「提言」（案）について各委員から意見・提案をいただき、議論のたたき台をつくりたいと思います。下記の様式に沿って改めて検討いただき、ご意見をいただきますよう、お願いします。

1 「障害者の学習への参加と包摂」について

A. 定義や視点について、ご意見・提案をお願いします。

①加茂委員（障害）

視点になるかもしれません、2点。

「障がい者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、教育・活躍を支援する。」

「障がい者の学習支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図る。」

②高城委員（障害）

障害者が社会参加するうえで、参加しやすい条件として魅力的な学習機会も重要だが、一緒に参加する人がいるかいないかも重要ではないかと考える。何かを始める時「すること」と同時に「する人」も大きいと思う。

そのため4.の連携・協力関係で障害者の日常に健常者との繋がりや障害者同士の繋がりがあると社会参加しやすい環境も生まれてくるのではないかと感じている。

その点を踏まえて、委員長が出されている課題でいいと思います。

③小形副委員長（貧困）

WHO 及び日本政府の定義を確認して、障害者の権利条約の第三条第四条の紹介から施策を考える視点・課題へと展開しているので、「社会参加と包摂」がなぜ課題となるのかがわかりやすいと思いました。現在はたたき台なので、実際に提言書にまとめる際には、一般の人が理解しやすいよう、若干わかりやすい言葉を使ったり、注釈があつたりするとよいかもしれません。

④佐藤委員（貧困）

WHO や日本政府の示す定義自体は、「そうである」という事実を確認するより他はないと思いますが、今回の提言書においては、この定義にそのまま従うのか、あるいは委員としてまた別の独自の定義によってこの問題を捉えるのかは議論しても良いと思います。

B. 施策の柱立てについて

現在の構成（案）について、ご意見があれば記載をお願いします。

I. 社会教育施設へのアクセス

- (1) 魅力的で、多様な学習機会の提供（健常者との協同学習を含む）
- (2) 障害者の社会教育活動を推進する指導員等の育成をする
- (3) アクセスしやすい学習機会をつくる

II. 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）

- (1) 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働
- (2) 障害者支援団体、企業、個人との区別と連携・協働
- (3) 支援学校・福祉施設との連携と協力

III. 障害者・貧困問題の理解を促進する

- (1) 支援情報の広報活動を強化する
- (2) 市民が障害をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供
- (3) 障害者の学習への参加を支えるボランティア活動の促進

①庄司委員（障害）

障害者が、「わたしはこんな学びがしたい」と希望を伝える。そのためにどんな支援や配慮が必要かが具体化できると安心して生涯学習に取り組める。

支援学校では在学中から生涯学習に興味を持つてもらえるような工夫指導、卒業後の進路先への引継ぎがあると引き続き安心して学び続けられる。（システム）

障害者、その家族、支援者の支援が課題。

医療との連携。

障害者＝支援される人ではなく、ひとりひとりの多様な個性ととらえる。

②小形副委員長（貧困）

構成はよろしいかと思います。

Ⅱの（1）～（3）は生涯学習や社会教育とそれぞれの項目との区別を明らかにしたり、連携・協働を図ったりするにはどうしたらよいかということを考えていくことだと思いますので、他にもヒアリングで収集した事例があるのであれば、紹介できるとよいのではないかと感じました。

③佐藤委員（貧困）

構成はそのままで良いともいますが、「I. 社会教育施設へのアクセス」の見出しを、「学習機会へのアクセス」にしたほうが包括的で良いかなと思いました。

C. 「提言」(案)について、自由にご意見を書いてください。

①加茂委員（障害）

S D G s を絡めて作成するのはいかがでしょうか？

子どもたちが、「遊びに学びがある」ように、余暇活動に社会参加や教育の意味、生き甲斐があることを伝えて支援していくような内容はいかがでしょうか？

②高城委員（障害）

健常者が障害者を理解し、受け入れる雰囲気が学習過程において組み込まれるといいのではないかと考える。

幼いころから障害者と接する機会があることで、障害者への差別の目などもなくなり、障害者と健常者の壁？のようなものもなくなるのではないかと考える。

できないこと、できない部分のサポートは必要だが、障害者も一個人として接するようになるのが理想だと感じている。

ボランティアも必要だが、地域や周りでの協力体制があるのが理想的と考える。

③小形副委員長（貧困）

ヒアリングを踏まえ障害者や障害者に関わる人が求めていることをまとめた提言だと思います。これまで誰も思いつかなかつたような具体策が社会教育委員から示せるとよいかもしれません。

④佐藤委員（貧困）

ご担当のみなさまのご意見・ご判断で進めていただくのが良いと思います。

2 「貧困のなかにある人たちの学習の促進」について

A. 定義や視点について、ご意見・提案をお願いします。

①小形副委員長（貧困）

「貧困の定義」についても、障害の定義のようにどこの定義か記載があるとよいかと思います。（国連開発計画（UNDP）の定義？）

「子どもの貧困対策の課題」箇所で、すでに仙台市で「つなぐ・つながる 仙台子ども応援プラン」を策定しているとの紹介がありますが、市民にとって現在住んでいる地域の現状と対策は気になると思いますので、「課題」に加え若干の補足説明があるとよいかとも思いました。

②佐藤委員（貧困）

ご提示いただいている絶対的貧困と相対的貧困の定義に従うのであれば、今回の提言において対象とすべきは、絶対的貧困を含みつつも、相対的貧困が問題だと考えます。

また、貧困家庭に対する直接的な福祉的支援の問題は行政として重要であることを理解しつつも、社会教育委員としては、より教育の視点での提案をしていくことが重要と思います。

つまり、社会教育においては、ソーシャルワーカーのような個別の貧困家庭への具体的サポートができるわけではないので、今回の提言においては貧困の状態にある子供や大人がどれくらいいるというのは概数で良いと思いますし、提言の対象とする対象者はできる限り広くとらえたほうが良いと考えます。対象者の範囲を厳密に明らかにする目的がないのであれば、定義も厳密に行う必要性は薄いように思います。

もう1つ気になるのは、障害者も貧困も、積極的に定義しようとすればするほど、その定義にあてはまらない人たちとの分断を促進する面があるということです。例えば、「この施設は・この場所は、障害者／貧困の人々のための施設・場所だから」というのを強調すると、それに該当しない人々を排除することになります。問題の状況を分析する上では対象者を限定する必要がありますが、施策の柱立てを考える上では、できる限りインクルーシブな視点で提言したいと思いました。

結論的には、貧困を定義することよりも、貧困が生じさせている教育的な問題がどれほど深刻なのかについての現状を丁寧にレビューしたほうが有益だと思います。

③松山委員（貧困）

日本における主な貧困とは、「相対的貧困」であるといわれていますが、人口の大半を占めていると思われる一般的な社会生活を送ることのできる人々を基準とした場合、収入、家庭環境、学歴などを比べて低い状況にあり、生活基盤が磐石でないことにより、文化的生活を送ることができない人たちが、かなりいるということをまず知ることが大事であると思いますし、貧困については、社会教育上の視点からだけではなく、行政の社会福祉の面からも考えていかなければならない課題だとも思います。

B. 施策の柱立てについて

現在の構成（案）について、ご意見があれば記載をお願いします。

I. 社会教育施設へのアクセス

- (1) 魅力的で、多様な学習機会の提供
- (2) 社会教育活動を推進する指導員等の育成をする
- (3) アクセスしやすい学習機会をつくる

II. 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）

- (1) 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働
- (2) 支援団体、企業、個人との区別と連携・協働
- (3) 学校・福祉施設との連携と協力

III. 貧困問題の理解を促進する

- (1) 支援情報の広報活動を強化する
- (2) 市民が貧困をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供
- (3) 貧困のなかにある人びとの学習への参加を支えるボランティア活動の促進

①小形副委員長（貧困）

障害者のところにも記載しましたが、他にもヒアリングで収集した事例があるのであれば、紹介できるとよいのではないかと感じました。また、Ⅱ.Ⅲについては、すでに行政で実施していて成功している例を紹介してもよいかと思います。

②佐藤委員（貧困）

構成はそのままで良いともいますが、「I. 社会教育施設へのアクセス」の見出しを、「学習機会へのアクセス」にしたほうが包括的で良いかなと思いました。

③松山委員（貧困）

貧困のなかにある人たちにとっては、単にアクセスしやすい会場や参加手段、開催案内などを用意するだけでは、簡単に参加できるものではないと思いますし、社会教育とのつなぎ役を務めるサポーター的存在が必要であると考えます。

民生委員の方々も、つなぎ役であると認識されていましたが、そういう体制を社会教育においても考えていかなければならないかと思います。

貧困家庭との関わりは、行政や学校、民間支援団体が主体となるにしても、そこだけで何とかしようとするのではなく、一般の市民もサポーターになりうるわけで、もっと私たち市民も「障害者」「貧困のなかにある人たち」というグループがあることを考えて、協働の場に関心を持って関わっていけるよう努めなければならないと思っています。

C. 「提言」(案)について、自由にご意見を書いてください。

①小形副委員長（貧困）

こちらも、障害者のところに記載したことと同じになりますが、これまで誰も思いつかなかつたような具体策が社会教育委員から示せるとよいかもしれません。

②佐藤委員（貧困）

書き始めたのですが、ひとりで考えていても独善的になりがちで、分量だけ多くなってしまって内容が集約しないので、いったんここでは「なし」とさせてください。

③松山委員（貧困）

資本主義社会においては、身分的にはみな平等としながらも、どうしても収入や職業、学歴における格差が大きいのが現状で、格差のピラミッドがあるとしたらその底辺に置かれた人たちも、同様に学ぶ機会を与えられ、高等学力を身に着けて文化的生活を送ることのできるような社会へつくり上げていくのが目指すところではないでしょうか。

そのためにも、提案をいくつも考えるだけでなく、実質取り掛かれる施策を具体的に検討していく上で、柱立てにある様々な連携項目を、各々の団体や、学校側といつから話し合うのかを具体化させていくべきではないかと思います。

その他、今後のまとめ方、内容等についてご自由にお書きください。

①小形副委員長（貧困）

現段階では、どのようにまとめていかがよいか考えがまとまりませんが、委員の方々からいろいろと意見が出ましたら、分類・整理をするなど、私にできることをいたしますので、お声がけください。

②松山委員（貧困）

「障害者」と「貧困」という柱と一般市民とのもう1本の柱とを合わせて、学校、行政、各団体などがどう関わっていくべきかをわかりやすく図式化できるところまでもっていけたらと思います。

社会教育委員の会議 検討スケジュール

(令和3年2月2日版)

		社会教育委員の会議(主な内容)
令 和 元 年 度	11月	第1回定例会(11/19) ・委嘱状交付、委員長等選出 ・会議の運営等について
	12月	
	1月	
	2月	第2回定例会(2/4) ・諸問 ・勉強会
	3月	
令 和 2 年 度	4月	第3回定例会(4/14) ・中止(新型コロナウイルス感染拡大状況のため)
	5月	
	6月	第3回定例会(6/2) ・社会教育関係組織及び予算、補助金について(報告) ・新型コロナの社会教育事業への影響について(報告) ・今後の進め方について(協議)
	7月	第4回定例会(7/27) ・諸問への答申へ向けた論点について
	8月	
	9月	第5回定例会(9/23) ・「(仮称)仙台市教育プラン」骨子案について(報告) ・調査進捗報告(協議)
	10月	
	11月	第6回定例会(11/24) ・「(仮称)仙台市教育構想2021」中間案について(報告) ・調査報告(協議) ・施策の柱建てについて(協議)
	12月	
	1月	
	2月	第7回定例会(2/2) ・「(仮称)仙台市教育構想2021」中間案に対する意見聴取について(報告) ・施策の柱建てについて(協議)
	3月	
令 和 3 年 度	4月	第8回定例会(4/13) ・社会教育関係予算・補助金について(報告)
	5月	
	6月	第9回定例会(6/1)
	7月	
	8月	第10回定例会(8/3) ※答申
	9月	
	10月	第11回定例会(10/12)